

申立事由コード

過誤申立事由コードは数字4桁で、前半2桁が**様式番号**を、後半2桁が**申立事由番号**で表記します。

--	--	--	--

様式番号 申立事由番

様式番号 [介護給付]

様式番号	省令番号	サービス種類	内容
10	様式第二	11	訪問介護
		12	訪問入浴介護
		13	訪問看護
		14	訪問リハビリテーション
		15	通所介護
		16	通所リハビリテーション
		17	福祉用具貸与
		31	居宅療養管理指導
		68	小規模多機能型居宅介護(短期利用型)
		71	夜間対応型訪問介護
		72	認知症対応型通所介護
		73	小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)
		76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		77	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)
		78	地域密着型通所介護
79	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)		
11	様式第二の二	34	介護予防居宅療養管理指導
		61	介護予防訪問介護
		62	介護予防訪問入浴介護
		63	介護予防訪問看護
		64	介護予防訪問リハビリテーション
		65	介護予防通所介護
		66	介護予防通所リハビリテーション
		67	介護予防福祉用具貸与
		69	介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型)
		74	介護予防認知症対応型通所介護
75	介護予防小規模多機能型居宅介護		
21	様式第三	21	短期入所生活介護
22	様式第四	22	短期入所療養介護(介護老人保健施設)
23	様式第五	23	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
24	様式第三の二	24	介護予防短期入所生活介護
25	様式第四の二	25	介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
26	様式第五の二	26	介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
30	様式第六	32	認知症対応型共同生活介護
31	様式第六の二	37	介護予防認知症対応型共同生活介護

様式番号	省令番号	サービス種類	内容
32	様式第六の三	33	特定施設入居者生活介護
		36	地域密着型特定施設入居者生活介護
33	様式第六の四	35	介護予防特定施設入居者生活介護
34	様式第六の五	38	認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
35	様式第六の六	39	介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)
36	様式第六の七	27	特定施設入居者生活介護(短期利用型)
		28	地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)
40	様式第七	43	居宅介護支援
41	様式第七の二	46	介護予防支援
50	様式第八	51	介護老人福祉施設サービス
		54	地域密着型介護老人福祉施設
60	様式第九	52	介護老人保健施設サービス
61	様式第九の二	55	介護医療院サービス
70	様式第十	53	介護療養型医療施設サービス
2A	様式第四の三	2A	短期入所療養介護(介護医療院)
2B	様式第四の四	2B	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

様式番号 [介護予防・日常生活支援総合事業]

様式番号	省令番号	サービス種類	内容
10	様式第二の三	A1	訪問型サービス(みなし)
		A2	訪問型サービス(独自)
		A3	訪問型サービス(独自/定率)
		A4	訪問型サービス(独自/定額)
		A5	通所型サービス(みなし)
		A6	通所型サービス(独自)
		A7	通所型サービス(独自/定率)
10	様式第二の三	A8	通所型サービス(独自/定額)
		A9	その他の生活支援サービス(配食/定率)
		AA	その他の生活支援サービス(配食/定額)
		AB	その他の生活支援サービス(見守り/定率)
		AC	その他の生活支援サービス(見守り/定額)
		AD	その他の生活支援サービス(その他/定率)
		AE	その他の生活支援サービス(その他/定額)
		20	様式第七の三

申立事由 (介護給付費過誤申立書情報)

申立事由番号	申立理由
01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
02	請求誤りによる実績取り下げ
09	時効による保険者申立の取下げ
11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
29	時効による公費負担者申立の取下げ
32	給付管理票取消による実績の取下げ
42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ
43	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ
44	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ
45	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ
46	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ
47	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ
49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4A	適正化(ケアプラン点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4B	適正化(介護給付費通知)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4C	適正化(医療突合)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4D	適正化(縦覧点検)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
4E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による保険者申立の過誤取下げ(同月)
52	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ
53	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ
54	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ
55	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ
56	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ
57	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ
59	適正化(その他)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
5A	適正化(ケアプラン点検)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
5B	適正化(介護給付費通知)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
5C	適正化(医療突合)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
5D	適正化(縦覧点検)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
5E	適正化(給付実績を活用した情報提供)による公費負担者申立の過誤取下げ(同月)
62	不正請求による実績取り下げ
69	不正請求による実績取り下げ(同月)
90	その他の事由による台帳過誤
99	その他の事由による実績の取り下げ

過誤申立について

【過誤とは】

- すでに支払いを受けたサービス費等について、請求する前の状態に戻すことをいいます。
- 支払われた給付費は、過誤を行った月の請求額より過誤分の金額を相殺して返還されます。
- 過誤には『通常過誤』と『同月過誤』の二つがあり、どちらかの方法で行ってください。

【過誤申立の注意点】

- 以下の請求明細書については、過誤申立処理はできません。
 - ①支払いが済んでいない場合
 - ②既に返戻されている場合
- 過誤を行う請求明細書の請求額が全額調整されます。
 - ※過誤を行う件数が多い場合は過誤調整金額が、当月の請求額を上回ってしまい、返還金が発生する場合があります。
 - ※請求書内の部分調整(差額調整)はできません。

【通常過誤】

通常過誤とは、支払を受けたサービス費等の取下げを行うもので、過誤決定通知書を確認した後(過誤処理を行った翌月以降)に再請求を行います。

通常過誤請求を行った場合の金額調整は、下記の通りです。

支払決定額 = 当月請求額 - 過誤請求額

- ①事業所は支払い済み請求の誤りが発覚した場合、保険者との調整のうえ過誤申立を依頼してください。
- ②保険者は、過誤申立情報を作成し、国保連合会へデータを送付します。
- ③国保連合会は、過誤申立情報に基づき過誤処理を行います。
- ④過誤決定通知書が保険者及び事業所へ送付されます。
- ⑤事業所へ請求額から過誤額が相殺された金額が支払われます。
- ⑥事業所は取下げた請求明細者を修正し、再請求を行ってください。

【同月過誤】

同月過誤とは、支払を受けたサービス費等の取り下げと取り下げを行う分の再請求を同一月内に行います。

同月過誤を行った月の請求額と過誤分請求額から過誤額の調整を行うので、事業所の負担を少なくすることができます。

同月過誤を行った場合の金額調整は、下記の通りです。

支払決定額 = 当月請求額 - 過誤請求額 + 過誤分の再請求額

同月過誤の留意点

- 正確に処理を行うため、事業所、保険者間で連絡調整を十分に行ってください

- 同月過誤を行う月に過誤分の再請求がなければ、取り下げのみ行われるため、当月請求額より過誤額を全額返還することとなります。(通常過誤と同じ取扱いとなります)

- ①事業所は支払い済み請求の誤りが発覚した場合、保険者と調整のうえ過誤申立を依頼してください。
- ②保険者は、過誤申立情報を作成し、国保連合会へデータを送付します。
- ③事業所は取り下げた明細書を修正し、期日までに当月分の請求と過誤分の再請求を行ってください。
- ④国保連合会は、過誤申立書情報に基づき過誤処理を行います。
- ⑤過誤決定通知書が市町村及び事業所へ送付されます。
- ⑥事業所へ当月請求額と過誤分請求額から過誤額が相殺された金額が支払われます。